休業協定書

ととは、	休業の実施に関し下記のとおり
協定する。	
記	
no.	
 1. 休業の時期 休業は 年 月 日から 年 月 日 を含め、 日間実施する。 	日までの間において、これらの日
2. 休業の対象者	
(1)対象となる部門等	
(2)休業日の休業人数は概ね 人とする。	
(3) その他の事項	
3. 休業手当の支払い基準	
休業日に、次の基準により算定した手当を支払うものとする。	
(1) 1日当たりの額の算定方法	
イ.月ごとに支払う賃金 月額÷	
口.日ごとに支払う賃金 その額	
ハ.時間ごとに支払う賃金 時間額× (2)対象となる賃金	
(2) 対象になる真並	
(3)支給率	
(4) その他の事項	
4. 雑則	
この協定は 年 月 日に発効し、	年 月 日に失効する。
年 月 日	
	所名称
	主氏名
	組合名
労働者	代表名